2019/20　所属団体事務担当者会議資料

群馬県スキー連盟ジュニア育成制度について

ジュニア育成委員会

１．育成制度について

　　　群馬県スキー連盟に所属する団体が、団体の事業としてジュニア（中学生以下をいう。）を対象に行うスノースポーツの普及活動および競技力強化活動に対し、群馬県スキー連盟ジュニア育成委員会から助成金を交付する制度です。

　　本制度は、令和元年、群馬県スキー連盟総会で実施が承認され、2019/20シーズンから開始するものです。

２．制度の内容

　　（１）対象となる事業

　　　　　１）所属団体長が認めるジュニア育成事業とし、1シーズン　1事業とする。

　　（２）対象外となる事業

　　　　　１）収益事業として活動する事業

　　　　　　　(例)旅行会社などが主催等するスノースポーツ関係商品に、所属団体が講師を派遣等する事業等

　　　　　２）学校教育の一環として活動する事業。（但し、公認スキー競技会出場は除く）

　　　　　　　(例)学校が行うスキー教室等に所属団体が講師を派遣等する事業等

　　（３）対象となる事業



（２）交付額



（３）交付までの流れ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 流れ | おもな作業 | およその時期 |
| 申請 | 所属団体からの申請  ・助成金交付申請書  ・事業計画書、予算書の提出 | 9月末日まで |
| 審査 | ジュニア育成委員会での内容審査 |  |
| 内定 | 助成金額の内定・通知 | 10月中旬 |
| 実施 | 事業の実施 |  |
| 照査 | 所属団体からの報告  ・事業報告書  ・収支決算書・明細書提出 | 4月末日まで |
| 確定 | 助成金額の決定  助成額の振込 | 5月 |

　　※１　　時期については初年度のみ。

（４）審査・照査の対象となる経費について

　　　実施される又はされた事業について、ジュニア育成委員会は、下表により経費の内容について審査・照査します。

　(表)

　　（１）交通費　　　　・・・事業実施場所までの移動に要する経費

　　　　　　　　　　　　　　　（貸切バス代、講師移動費等）

　　（２）講師謝礼金　　・・・指導者等に指導を受けるために要する経費

　　　　　　　　　　　　　　　但し、

講師1人1回の指導につき上限5000円とする謝礼金。

　　　　　　　　　　　　　　　講師1人当たり1日、1枚の会場となるスキー場のリフト1日券に充当する額のリフト券代金

　　（３）食糧費　　　　・・・講師1人当たり1日、1回1000円までの飲食代

（４）募集広告費　　・・・事業を実施するために、募集要項、プログラムなどの印刷経費および配布に係る経費

　　（５）会場借上げ費　・・・事業を実施するために会場を借り上げた場合の経費

　　（７）褒賞費　　　　・・・事業に参加した者への褒賞に係る経費

　　　　　　　　　　　　　　　（参加賞、ジュニアバッジテスト等のバッジ代など）

　　（８）傷害保険料　　・・・事業のために加入した保険料

（９）大会参加費　　・・・群馬県スキー連盟事業計画に参加した際の参加費

群馬県スキー連盟に提出された「競技会参加総括表」で確認できる人員数および参加費

　　　※（９）大会参加費は、競技型普及事業のみ。

添付書類

　　　１．書式第1号　助成金交付申請書

　　　２．　　　別記　事業計画書及び収支予算書

　　　３．書式第2号　事業実施報告書及び収支決算書

　　　４．　　　別記　支出明細書